

第1章 分野別の施策・事業の取り組み

1. 計画の背景

平成元年に合計特殊出生率が戦後最低の1.57となり、さらに、平成17年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。この間も国は、平成7年に子育て支援のための施策の基本的方向「エンゼルプラン」や平成11年の少子化対策推進基本方針に基づき重点的に推進すべき少子化対策の具体的な実施計画「新エンゼルプラン」などにより少子化対策を推進してきました。

平成15年7月には、抜本的な少子化対策を図るため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から平成26年度まで10年間で集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に対し「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進を義務づけました。これを受けて中央市では、平成20年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成22年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」を策定して、子どもの育成支援の推進を図ってきました。

加えて、平成15年「少子化対策基本法」、翌16年に「少子化社会対策大綱」、平成19年「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成22年「子ども、子育てビジョン」など、子育てと仕事の両立に関わる支援と取り組みが進められてきました。

さらに、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、子育て支援の質・量の拡充を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て支援関連3法」が成立し、これらの法整備に基づいた子ども・子育て支援新制度が平成27年度から実施されます。

合計特殊出生率も平成17年の1.26から回復傾向にあり、平成25年には1.43となりましたが、出生数自体は過去最少となり、依然として少子化傾向は続いています。そのため、10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法も平成26年に改訂され、平成27年から10年間の期限延長となりました。

※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの数

2. 計画の目的

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に協力して行うという基本理念に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

3. 計画の名称

中央市子ども・子育て支援事業計画
『親が子どもがいきいきプラン』

4. 計画策定の基本的な考え方

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき策定するものですが、本市の街づくりの最上位計画である「第 1 次中央市長期総合計画（後期計画）」に示された市の施策との整合性を図り、市の子育てに関わる関連計画の諸施策についても踏まえながら策定します。

中央市では、子育て関連施策の実施にあたり、次世代育成支援対策推進法に基づき、「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定して事業を実施してきましたが、同法の 10 年間の期間延長にあたって、平成 26 年 11 月に告示された「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」により、市町村行動計画の策定が任意化され、「子ども・子育て支援事業計画」と一体化させても差し支えないことになったため、中央市で平成 22 年に策定した「中央市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」での各々の行動計画を引き継ぎ、継続的な子育て環境整備への取り組みを進めます。

5. 計画の期間

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項により、5 年ごとに策定することが義務付けられているため、本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。